

令和4年度第1回 静岡市清掃対策審議会会議録

1 日 時 令和4年10月6日（木） 午後14時～15時30分

2 場 所 静岡市消防局葵消防署7階会議室

3 出席者 (委員)

平井副会長、尾崎委員、寺尾委員、山梨委員、宮城委員、板谷委員、石田委員、菊地委員、竹内委員、窪田委員、斎藤委員、大畑委員、久保田委員
(事務局)

田嶋環境局長

【ごみ減量推進課】

三木ごみ減量推進課長

【廃棄物対策課】

大畑廃棄物対策課長、和田参事兼課長補佐、清水主任主事

【収集業務課】

鈴木収集業務課長

【廃棄物処理課】

横田廃棄物処理課長、杉山課長補佐兼係長

4 傍聴者 0人

5 会長・副会長の選出

6 諒問・審議事項

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（案）について

7 報告事項

令和3年度静岡市一般廃棄物処理実施計画実施状況について

8 会議録

（田嶋環境局長：市長代理として諒問書の提出及び朗読）

宮城会長 只今、静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（案）について諒問がなされたが、当審議会において審議することに意義はないか。

(委員より異議なしの声)

本件について、当審議会において審議することに決定する。はじめに、当局に説明をお願いしたい。

(大畠課長より概要説明)

宮城会長 意見、質問等あればお願いしたい。

板谷委員 措置の内容として、市の勧告・命令・行政代執行とあるが、このうち行政代執行はかなり強い、強制力のある措置となる。他自治体で、同種の条例に基づく行政代執行を行った事例はあるか。

大畠課長 同種の条例は 26 自治体が制定しているが、その中で、行政代執行に至ったのは 4 市。詳しい市については、現在資料がないので後程説明させていただく。

窪田委員 現在、静岡市に対処しなくてはならない数はどの程度あるのか。また、関係機関に自治会とあったが、自治会に入っていない方も増えている。そういう方たちへのアプローチはどのようにするのか。

大畠課長 市内では 13 件のごみ屋敷を把握している。次に、自治会に加入していない方への周知についてだが、ホームページなどを活用して周知をしていきたいと考えている。

窪田委員 自治会に入っていない方でも、当該条例に基づく支援や対処はしてもらえるのか。

大畠課長 どんな方でも対応する。

寺尾委員 同種の条例は、県内の他市でどの程度制定されているのか。また、政令市ではどの程度制定されているのか。その中で、先進的な事例があればご教示いただきたい。

大畠課長 県内では、袋井市が平成 29 年に施行、浜松市が令和 5 年度に策定すると

ということで、パブコメがこれから行われる。先進的な例としては、京都市の条例がごみ屋敷だけでなく、多頭飼育にも踏み込んでおり、私どもがつくっている条例案でも参考にさせていただいているところ。政令市については、大阪、神戸、名古屋、横浜、京都の5市が制定済み。

尾崎委員

この条例について、自民党では、ごみ屋敷条例と通称で呼んでいたが、昨年度、党の市議団として要望していたものである。よくまとめていただいたと思っている。我が会派が、地域住民の声を踏まえ作成した案文の内で条例案に盛り込まれなかったものとして、ごみの持ち去りがある。集積所からごみを集めて、自宅に運び込んでいるなどの事例が報告されている中で、少しでも、このごみの持ち去りを防ぐため、条例に持ち去り禁止を設けている他自治体の例もあるが、これについてどのように対応していくか。

大畠課長

ごみの持ち去りについては、パブリックコメントでも一件意見があったが、持ち去ったごみが必ずしも生活環境の支障に繋がっていると断言できず、今回の条例の趣旨に直結するものではないと考える。今回の条例は、生活環境の支障となっている原因者への支援をメインにしているため、尾崎委員から指摘のあった「ごみの持ち去り」については、情報収集を重ね、今後対応を考えていきたい。

鈴木課長

自治会へのアンケート調査として、795自治会のうち、過去にごみを持ち去られたことがあると答えたのが75件、9.43%になる。これが多いのか少ないのか、というのは人それぞれになると思うが、今回は「過去に」という質問をしてのこの数字であるため、「2年前にそういえばそんなこともあつたな」というものも含まれて、この数字となっている。特に多い持ち去りは缶やアルミ缶といった資源ごみであるが、相当の量を集めないと生業にはならない。今回の条例については、福祉的な面が強いため、ごみの持ち去りを禁ずる内容ですと、市民全体が対象となってしまい、趣旨がずれてしまうため、今回の条例からは外させていただいた。ただ、ごみの持ち去りが生活環境に影響を与えていたりする側面もある。資源ごみ持ち去りについては、他自治体の例では、すべてのごみを対象としているところは少なく、やはり資源ごみを対象としているところが多い。市が定めた集積所から持ち去りをしてはいけないとすることで、持ち去りを防ぐことができると思うが、今後また、他の政令市や先進市の事例を参考に検討していきたい。

竹内委員

この条例は流れから言うと、4月に施行となると思うが、まず実態調査を

する必要があるのではないか。どのような形で実態調査を行うのか。各自治会へのアンケートがあると伺ったが、その中で、この条例に関する内容はどのようなものがあるか。

鈴木課長

先ほど説明したアンケートは、ごみの持ち去りに関しての簡単なものだったため、今後どんなアンケート調査をしていくのか、という点も踏まえて検討していく。もう少し細かいアンケートを実施し、研究をしていきたい。

大畠課長

今回の条例については、来年4月施行の予定。いま、収集業務課長から話のあった内容については、この条例とは別のもので進めていくということでご理解いただきたい。一点、代執行を行った都市についてだが、横須賀市、蒲郡市、郡山市、京都市の4市だったため修正したい。

菊地委員

ごみ屋敷については、町内で環境問題について「改善してください」という角が立つ。近隣の人が話せば関係が悪くなる。なので、行政にお願いしたいという声が近年多くなっている。こういった意味合いから考えると、行政が全面に出て解決していくことが必要で、そのために、ある程度の権限が必要と考える。このため、条例の制定は賛成。ただ、一般市民にお見せする時には、条文だけではわかりにくい。解説書のようなものがあったほうがいいのではと考える。例えば、条例に「建物等」とあり「建築基準法」が併記されているが、これでは市民がわからない。こういったところで、解説書があったほうが理解されやすい。また基本方針の中に「精神的又は身体的な状況や地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、当該課題等を抱える原因者に寄り添った支援を行う」とあり、リーフレットには「福祉的な視点からその原因者に寄り添った支援を行う」とあるが、具体的にどういうことなのか。場合によっては、金銭が伴う支援が必要になるのでは。最後に、専門家を含めた審議会とあるが、これは新たに新設すると考えてよいか。

大畠課長

ご承認いただきありがとうございます。次に、建物等の定義、これについては、私どもとしてもわかりやすい解説書を作っていくたいと考えている。建物がどういった定義なのかも、ホームページ等で発信する際には、ご説明させていただく。「寄り添った支援」の内容については、リーフレットの右側に支援の内容をある程度書かせていただいたが、不良な生活環境を覚知した場合には必要な支援を行うとしている。助言や情報提供、廃棄物の収集や指導、適切な飼い方の指導、立木等の伐採の助言、建物等に対する応急対

応、市営住宅への誘導などの支援を行っていく。金銭的な支援という話があったが、まずはリーフレットに記載されている内容で行っていく。足りない場合は、庁内で調整したい。審議会については、新たな条例に基づく審議会を、有識者や危機管理なども踏まえ、関係者でつくっていく予定。

- 菊地委員 身体的機能が低下した方への支援も含まれているか。
- 丹沢会長 身体機能が低下している方、地域から孤立して判断がつかない方、こういった方についても、福祉的観点から支援を行う。この旨、基本方針にも記載があるところ。
- 菊地委員 金銭的な支援はありえるのか。
- 大畠課長 現在、具体的なケースがないため回答が難しいが、福祉のケースワーカーなども踏まえ、対応を検討していく。
- 大畠委員 内容を理解するため、地区の人から聞き取りを行った。具体的には、自治会長、民生委員5人、有識者2人、ボランティア1人。結果、一番大切なものは「原因究明」。今までの線上で考えると難しい。自治会より6月6日から空き家対策を要望しているが、ちょっと時間が必要だからまってくれ、ということで止まっている事態もある。10月3日から、災害廃棄物のボランティアをしたが、静岡市を象徴するような家があった。お母さんが1人で、そのお母さんは介護施設にいたため空き家だった。娘が10日後に片づけを始めたが、家の中がまさにごみ屋敷状態だった。お子さんは首都圏にいて、親御さんがいなくなり空き家となる、というケースがとても多い。また多頭飼いについて、一頭の不妊治療に3万円ほどかかり、給料の半分がエサ代に消えてしまうという状況がある。こういった点にも、支援をするべきと思う。福祉的な観点から支援をしないと解決しない。猫のボランティア団体が作成したガイドラインが非常に参考になるが、こういった情報の周知も重要。
- 大畠課長 孤独になってしまい、自分のできなくなつて、ごみ屋敷化するケースが多いのではと思っている。なので、福祉的アプローチは必ず必要と考える。福祉事務所とも連携が必要。猫ボランティアのガイドラインについては、周知させていただく。
- 久保田委員 自治会に入っていない人については、周知が難しいと思うが、どのように

行っていくのか。また、この条例の施行にどのくらいの予算がかかっているのかの2点を伺いたい。

大畠課長 ホームページやSNSを活用してやっていく。予算については、複数の課にまたがるので、それぞれ各課で予算対応していく。

宮城会長 御意見はまだあるかと思うが、時間の都合上、ここまでとさせていただき採決を行いたい。本件について、「静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（案）」を適当と認めてよいか。異議はあるか。

（異議なしの声）

それでは、原案どおり異議なしとして答申することとする。事務局は答申書案の作成をお願いしたい。

（休憩）

宮城会長 では再開する。事務局より、答申書案の読み上げをお願いしたい。

（事務局による答申書案の読み上げ）

宮城会長 答申書（案）について、原案どおり決定することに異議はないか。

（異議なし）

宮城会長 それでは、御承認いただいたので、答申書について原案どおり決定させていただく。なお、ただいまの審議の中で、委員の皆様から原因者に対して寄り添った支援を行うこと、条例の内容について広く市民に周知すること、以上のようなご意見があったので、当局に置かれては、十分な検討をお願いしたい。

（事務局 答申書作成）

宮城会長 答申書の市長への提出を行うが、本日、市長は他業務と重なっているところで、環境局長に代理で受けていただきたい。

（環境局長による答申書の手交）

環境局長 (お礼)

宮城会長 当局においては、委員の意見を尊重し、これからの方策について進めていく
ていただきたい。

9 会議録署名

会長 宮城 広代

